資料 1

建設常任委員会資料令和4年10月3日

第359回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(企業庁関係付託議案)

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例中 関係部分

第87号議案 令和3年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

第88号議案 令和3年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

第89号議案 令和3年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

企 業 庁

1 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(建設関係)

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられる とともに、地方公務員法(以下「地公法」という。)の一部改正により管理監督 職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任 用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年 を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行う。

1 制定の概要

(1) 企業庁職員定数条例の一部改正

企業庁に勤務する短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する。

- (2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - ① 地公法の引用条文を改める。
 - ② 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手 当、特地勤務手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする。
 - ③ 当分の間、公営企業の管理者は、管理規程で定めるところにより、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与について、必要な措置を講ずるものとする。

2 施行期日

令和5年4月1日

2 令和3年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和3年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。 よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を 求める。

1 当年度未処分利益剰余金 12,254,197,746円 (うち当年度純利益 2,845,100,885円)

2 利益剰余金処分額 12,254,197,746円

(1) 減債積立金 142,300,000円(当年度純利益の5%相当額)

(2) 建設改良積立金 2,702,800,885円 (当年度純利益から(1)を除いた額)

(3) 資本金への組入 9,409,096,861円 (積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入)

3 繰越利益剰余金 0円

3 令和3年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和3年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

当年度未処分利益剰余金 1,675,354,858円(うち当年度純利益1,016,240,248円)

2 利益剰余金処分額 1,675,354,858円

(1) 減債積立金 50,900,000円(当年度純利益の5%相当額)

(2) 建設改良積立金 965, 340, 248円 (当年度純利益から(1)を除いた額)

(3) 資本金への組入 659,114,610円 (積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入)

3 繰越利益剰余金 0円

4 令和3年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

令和3年度兵庫県企業資産運用事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。 よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を 求める。

1 当年度未処分利益剰余金 2,720,699,139円(うち当年度純利益 304,324,794円)

2 利益剰余金処分額 1,546,774,131円

(1) 資本金への組入 1,546,774,131円 (積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入)

3 繰越利益剰余金 1,173,925,008円

資料2

令和 4 年10月 3 日 建設常任委員会資料

第359回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第76号議案	令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第2号)中 第1表 歳出関係部分	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
第85号議案	県が行う建設事業についての市町負担額の決定中 関係部分		4
第92号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美嚢川橋上部工事	•••••	8
	請負契約の締結		
第93号議案	一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)	•••••	9
	建設工事請負契約の締結		
報 第 2 号	専決処分の承認		10

土 木 部

令和4年度9月補正予算について[土木部]

補正予算の規模

(単位:千円)

	区分 既定予算額 今回補正額 b			財源内	訳		合計
区分			国庫	特定	起債	一般	¤+b
一般会計	125, 929, 095	947, 000	926, 600	0	0	20, 400	126, 876, 095
特別会計	5, 478, 994	0	0	0	0	0	5, 478, 994
小 計	131, 408, 089	947, 000	926, 600	0	0	20, 400	132, 355, 089
流域下水道 事業会計	40, 914, 977	0	0	0	0	0	40, 914, 977
合 計	172, 323, 066	947, 000	926, 600	0	0	20, 400	173, 270, 066

施策別の規模

(単位:千円)

Б . Д	法工 姬	財源内訳					
区分	補正額	国庫	特定	起債	一般		
I 県民生活の安定化に向けた支援	21, 000	600	0	0	20, 400		
(1) 物価高騰影響の緩和	21, 000	600	0	0	20, 400		
① 県立施設等の光熱水費高騰への対応	21, 000	600	0	0	20, 400		
Ⅱ 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の 経済活動への支援	926, 000	926, 000	0	0	0		
(1) 企業等の事業継続支援	105, 000	105, 000	0	0	0		
① 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援	105, 000	105, 000	0	0	0		
(2) 省エネ化・新事業展開への支援	821, 000	821, 000	0	0	0		
① (新)公共交通等事業者に対する省エネ化の支援	821, 000	821, 000	0	0	0		
合 計	947, 000	926, 600	0	0	20, 400		

I生活の安定化

物価高騰影響の緩和

- ■県立施設等の光熱水費高騰への対応:0.2億円
 - 電気・ガス料金の高騰に伴い、道路施設、ダム施設等における光熱水費等の施設維持費 が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置

Ⅱ 経済活動の支援

企業等の事業継続支援

- ■地域公共交通における便数に配慮した運行を支援:1.1億円
 - コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を 支援
 - ・補助対象 路線バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者
 - ・補助期間 1ヶ月間(R4.6月補正とあわせて2ヶ月間を支援)
- Ⅱ 経済活動の支援

省エネ化・新事業展開の支援

【新】■公共交通等事業者に対する省エネ化の支援:8.2億円

○ 燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者に対し、**省エネ性能に優れたエコタイヤ** の購入費用を支援

・補助単価 路線バス事業者 22,500円/本〔上限 13万5千円/台〕
 タクシー事業者 4,000円/本〔上限 1万6千円/台〕
 トラック事業者 5,000円/本〔上限 20台未満:3万円/台

20台以上:60万円/事業者

第85号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に 要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負 担 額
公共事業急傾斜地崩壊対	神 戸 市	工事費に10分の2を乗じて得た額
策事業	姫 路 市	n
(一般分)	西宮市	II
	芦 屋 市	II
	豊岡市	II
	加 西 市	II
	丹波篠山市	n .
	佐 用 町	IJ
公共事業急傾斜地崩壊対	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
策事業	姫 路 市	n .
(公共施設関連分)	西 宮 市	n .
	洲本市	IJ.
	豊岡市	IJ.
	宝 塚 市	IJ.
	川 西 市	II
	丹 波 市	II
	朝来市	II
	淡 路 市	II
	宍 栗 市	JJ
	佐 用 町	JJ
	新温泉町	II
公共事業急傾斜地崩壊対	姫 路 市	工事費に10分の1を乗じて得た額
策事業	洲本市	JI
(大規模斜面一般分)	豊岡市	II .
	赤穂市	ll l
	宝塚市	l)
	三田市	ll ll
	丹波篠山市	ll ll
	養父市	ll l
	丹波市	,,
	朝来市	"
	宍 栗 市	"
	たつの市	"
	佐用町	n n
八十事类名值创业品值为		
公共事業急傾斜地崩壊対 策事業	神戸市姫路市	工事費に100分の 5 を乗じて得た額 "
^{東事業} (大規模斜面公共施設関	是 路 市 豊 岡 市	n n
連分)	量 岡 巾 赤 穂 市	,, ,,
	亦 徳 巾 丹波篠山市	n n
	大阪條山市 養 父 市	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	丹波市	"
	南あわじ市	n n
1	H1 00/47 し口	"

開来市		•	
たつの市		朝来市	工事費に100分の5を乗じて得た額
# 名川町		宍 粟 市	II
神 河 町		たつの市	IJ.
上 郡 町		猪名川町	n
上 郡 町		神河町	II
佐川町 育実町 第温泉町 第温泉町 東 東 第一 東 京市市 戸 戸 園商市 赤 橋市 三 田市市 門 田 脇市 三 田市市 門 大 子町町 佐田町 新温泉町 男単独港湾改良事業 工事費に10分の1を乗じて得た額			II
香美町 新温泉町		*	JJ
新温 泉町		*	
県単独急傾斜地崩壊対策 神 戸 市		,	
事業 姫 市 市	11 光冰岛區到地岛南南		
西宮市			
	争美		
####################################			<i>II</i>
赤 穂 市 " 西 脇 市 " 三 田 市 " 丹 波 市 " 南 かし市 " ウ カ 市 " 大 井 東 養育路事業 (重点配分対象事業) 姫 路 市 " 本 共 事業街路事業 (重点配分対象事業) 児			II
西脇市		豊岡市	II
宝塚市 リーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー		赤穂市	IJ
三 田 市		西脇市	IJ.
丹波市 n 南あわじ市 n 淡路市 n 大栗市 n 猪名川町 n 大子町 n 上郡町 n 上郡町 n 作用町 n 新温泉町 n 工事費に100分の2.25を乗じて得た額 公共事業街路事業 屋崎市 「重点配分対象事業以外 n 本共事業街路事業 定局市 「重点配分対象事業以外 n 本共事業鉄道高架事業 加古川市 「連続立体交差事業分) 加古川市 高砂市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 「連続立体交差事業分) 市 県単独街路事業 姫路市 事業費に2分の1を乗じて得た額		宝塚市	JJ
丹波市 n 南あわじ市 n 淡路市 n 大栗市 n 猪名川町 n 大子町 n 上郡町 n 上郡町 n 作用町 n 新温泉町 n 工事費に100分の2.25を乗じて得た額 公共事業街路事業 屋崎市 「重点配分対象事業以外 n 本共事業街路事業 定局市 「重点配分対象事業以外 n 本共事業鉄道高架事業 加古川市 「連続立体交差事業分) 加古川市 高砂市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 「連続立体交差事業分) 市 県単独街路事業 姫路市 事業費に2分の1を乗じて得た額		三田市	II
南あわじ市 次 路 市			II.
淡 路 市			
宍栗市 猪名川町 多可町 大子町 上郡町 佐用町 新温泉町 リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス			
猪名川町 1			
多可町 大子町 上部町 佐用町 新温泉町 パ 明町 別 別 北事業術路事業 川 原 路市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 川西市 たつの市 新温泉町 工事費に100分の15を乗じて得た額 公共事業術路事業 (重点配分対象事業) 炉 丹市 加古川市 西協市 川西市 たつの市 新温泉町 リ 別 別 別 日と崎市 加古川市 宝塚市 リ 別 別 別 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と崎市 別 別 日と 「 別 り り り り り り り り り り り り り り り り り り			
大 子 町			
上 郡 町 佐 用 町 新温泉町		_	ll .
佐用町新温泉町 n 無単独港湾改良事業 淡路市 工事費に100分の15を乗じて得た額 公共事業街路事業 (重点配分対象事業) 姫路市 明石市 別			II
新温泉町 リスキ事業街路事業 姫路市 事業費に100分の15を乗じて得た額 公共事業街路事業 (重点配分対象事業) 姫路市 事業費に10分の2.25を乗じて得た額 (重点配分対象事業) 明石市 別		上 郡 町	JJ
県単独港湾改良事業 淡 路 市 工事費に100分の15を乗じて得た額 公共事業街路事業 (重点配分対象事業) 姫 路 市 明 石 市 伊 丹 市 加古川市 西 脇 市 川 西 市 たつの市 新温泉町 " 公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外) 尼 崎 市 加古川市 宝 塚 市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分) 加古川市 高 砂 市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 県単独街路事業 姫 路 市 事業費に2分の1を乗じて得た額		佐 用 町	IJ
公共事業街路事業 (重点配分対象事業) 姫 路 市 明 石 市 伊 丹 市 加古川市 西 脇 市 川 西 市 たつの市 新温泉町		新温泉町	II
(重点配分対象事業) 明 石 市	県単独港湾改良事業	淡 路 市	工事費に100分の15を乗じて得た額
(重点配分対象事業) 明 石 市			
(重点配分対象事業) 明 石 市			
(重点配分対象事業) 明 石 市	公共事業街路事業	姫 路 市	事業費に10分の2, 25を乗じて得た額
伊丹市加古川市西脇市川西市大つの市新温泉町			
加古川市 西脇市 川西市 につの市 新温泉町 パートーの市 新温泉町 パートーの市 新温泉町 パートーのでは、	(重加品为为多事来)	· ·	
西 脇 市 川 西 市 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ			
川西市 たつの市			
たつの市 新温泉町			
新温泉町 リ 公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外) 尼崎市 加古川市 宝塚市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 リカスチョ業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分) 加古川市 高砂市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 リカスチョ業費に10分の2.5を乗じて得た額 県単独街路事業 姫路市 事業費に2分の1を乗じて得た額			
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外) 尼崎市 加古川市 宝塚市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 " 公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分) 加古川市 高砂市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 " 県単独街路事業 姫路市 事業費に2分の1を乗じて得た額			JJ
(重点配分対象事業以外) 加古川市宝塚市 宝塚市 リ 公共事業鉄道高架事業(連続立体交差事業分) 加古川市高砂市 事業費に10分の2.5を乗じて得た額り リ 場単独街路事業 姫路市事業費に2分の1を乗じて得た額			
外) 宝塚市 " 公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分) 加古川市 高砂市 " 県単独街路事業 姫路市 事業費に2分の1を乗じて得た額	公共事業街路事業	尼崎市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額
公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分) 加 古 川 市 高 砂 市 ″ 事業費に10分の2.5を乗じて得た額 ″ 県単独街路事業 姫 路 市 事業費に2分の1を乗じて得た額	(重点配分対象事業以	加古川市	II
(連続立体交差事業分) 高 砂 市	外)	宝塚市	IJ
(連続立体交差事業分) 高 砂 市			
(連続立体交差事業分) 高 砂 市			
(連続立体交差事業分) 高 砂 市		加古川市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額
県単独街路事業 姫 路 市 事業費に2分の1を乗じて得た額			
	(生)儿业件又左ず未月)		"
	旧六水水	<i>L</i> rr ⊓ <i>b</i> —	古米井)とりハの1とモバー伊と佐
尼 崎 市 "	県 早 独街路事業		
明 石 市 "		明 石 市	II .

西宮市 事業費に2分の1を乗じて得た額 伊 丹 市	
加古川市 "	
西 脇 市	
宝塚市	
高砂市 "	
川 西 市 "	
新温泉町 "	
流域下水道事業建設改良	を
事業費 神戸市	
(公共事業流域下水道事 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額	Ę
業) 姫路市 "	
尼崎市 "	
西宮市 "	
伊丹市 "	
加古川市 "	
宝塚市====================================	
三木市 "	
高砂市 "	
川西市 ″	
小野市 "	
三田市 ″	
加 西 市 "	
宍 粟 市 "	
加 東 市 "	
たつの市	
猪名川町 "	
稲美町 ″	
播磨町	
太子町 "	
流域下水道事業建設改良 神 戸 市 事業費に2分の1を乗じて得た額	
事業費 姫路市 "	
(県単独流域下水道事 尼 崎 市 "	
業) 西宮市	
伊丹市 』	
加古川市 "	
西脇市 "	
宝塚市	
三木市 "	
高砂市 "	
川西市 "	
小野市 "	
三田市 "	
加西市 "	
宍 粟 市 "	
加東市 "	
たつの市 "	
猪名川町 ″	
稲美町 ″	
播磨町	
太子町 "	

流域下水道事業建設改良 事業費	神	戸	市	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額
(流域下水汚泥処理事	姫	路	市	n .
業)	尼	崎	市	IJ.
	西	宮	市	IJ.
	伊	丹	市	IJ.
	宝	塚	市	IJ.
	三	田	市	IJ.
	宍	粟	市	II
	た	つ の	市	II
	太	子	町	IJ

第92号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美嚢川橋上部工事請 負契約の締結

みのがわばし

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美嚢川橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しよ うとする。

工事名 1

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美嚢川橋上部工事

契約金額

1,607,980,000円

契約の相手方

大阪市中央区本町4-3-9

横河NSエンジニアリング・IHIインフラシステム特別共同企業体

(代表者)

株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部 大阪営業部長 谷中 聡久

(構成員)

株式会社IHIインフラシステム事業戦略本部戦略第1部 てらさき ひろみ

次長 寺﨑 博道

- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

三木市別所町下石野

(2) 工事内容

こうきょう 鍋橋

橋 長 L=298.0m 幅員 W=7.0(12.7)m

(3) 工期

令和6年10月31日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

公募型一般競争入札 (総合評価落札方式) ※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

1,607,980,000円

(4) 最高入札金額

1,623,820,000円

第93号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称) 建設工事請負契約の締結

一般国道178号浜坂道路II期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事に係る請負契約を次のと おり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事

2 契約金額

6,692,356,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

大成・ノバック・窪田特別共同企業体

(代表者)

大成建設株式会社神戸支店

支店長 櫻井 信一

(構成員)

株式会社ノバック代表取締役社長 立花 充

・窪田工業株式会社 (程度 まき を 代表取締役 窪田 昌実

- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

美方郡新温泉町諸寄~釜屋

(2) 工事内容

施工延長 L=1,146.0m

んもろよせ しんもろよせ

(新諸寄第1トンネル L=79.0m 新諸寄第2トンネル L=1,067.0m)

幅員 W=7.0 (12.0) m

(3) 工期

令和8年3月25日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

一般競争入札 (総合評価落札方式)

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

15者

(3) 最低入札金額

6,692,356,000円

(4) 最高入札金額

6,930,000,000円

建設常任委員会資料 令和4年10月3日

特定個人情報の紛失について(9/22 記者発表資料)

まちづくり部内の特定の課で収集し保管していた特定個人情報が下記のとおり紛失したことが判明しましたのでお知らせします。

紛失した特定個人情報の対象者の方々に、深くお詫び申し上げます。

今後このような事態が起こらないよう、改めて特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、特定個人情報等取扱規程等に基づく適正な管理を図って参ります。なお、県の審議会委員等は県 HP 上で氏名を公表しており、該当課名を公表することは対象者の特定に繋がる恐れがあることから、非公開とさせて頂きます。

記

1 概要

(1) 経過

· 令和 4 年 9 月 16 日(金)

当該情報を保管していた文書ファイル (1冊) が所定の場所にないことが判明

· 令和 4 年 9 月 16 日(金)~

当該課内、書庫のほか、部内各課内の個人机を含め捜索しているが、現在のところ発見できていない。引き続き捜索を継続する。

(2) 特定個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、個人番号(マイナンバー)

(3) 特定個人情報の数

約240名(精査中)

※特定個人情報の対象:平成27年度以降、7年間に就任した審議会委員等

(4) 特定個人情報の管理状況

特定個人情報が記載された文書ファイルは、鍵付きロッカーに保管していた。

2 今後の対応

- (1) 紛失した特定個人情報の対象者の方々に対し、文書・電話連絡等により丁寧に謝罪する。
- (2) 他に同様の事例がないか、至急庁内各課等で点検を実施する。
- (3) 再発防止のため、直ちに関係規程に基づく適正な管理を徹底するとともに、職員に対し研修を行い改めて個人情報の適正管理方法の周知徹底を図る。

3 国の個人情報保護委員会への報告

9月21日(水) 関係法令に基づき、個人情報保護委員会へ報告

資料 4

建設常任委員会資料 令和 4 年10月 3 日

令和4年9月兵庫県議会提出議案審査参考資料

第	7 6	号議案	令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第2号)中 第1表 歳出関係部分 ····································	2
第	8 1	号議案	建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 …	3
笙	8.6	号議宏	国党明石海峡公園整備事業についての袖戸市負担額の決定	3

まちづくり部

第76号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第2号)中第1表 歳出関係部分

令和4年度9月補正予算について [まちづくり部]

補正予算の規模

(単位:千円)

	既定予算額	今回補正額		合計					
区分	区分 既正了异額 今回補止額 a b		込 ガ		国庫	特定	起債	一般	a+b
一般会計	15, 461, 601	32,000	32, 000	0	0	0	15, 493, 601		
特別会計	31, 502, 534	0	0	0	0	0	31, 502, 534		
小 計	46, 964, 135	32,000	32, 000	0	0	0	46, 996, 135		

事業内容

(単位:千円)

			(十匹・111)
	事 業 名	事 業 内 容	金額
Ι	県民生活の安定化に向けた支援		32, 000
	(2)物価高騰影響の緩和		32, 000
	② 県立施設等の光熱水費高騰 への対応	電気・ガス料金の高騰に伴い、公園施設における光熱水費等の施 設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置	32, 000

第81号議案 建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する 条例

- 1 制定の理由 建築基準法(以下「法」という。)の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行う。
- 2 制定の概要
 - (1) 建築基準条例の一部改正 法の引用条文を改める(第27条の5及び第27条の10関係)。
 - (2) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正 法の引用条文を改める(別表第4関係)。
- 3 施行期日 公布の日

第86号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費の一部 を、次のとおり当該市の負担とする。

事業名	市名	負 担 額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する 県負担額に2分の1を乗じて得た額

閉会中の継続調査事件一覧

令和4年度 建設常任委員会

件名	項 目	調査理由
1 交通基盤等の整 備について	 1 道路整備について 2 公共交通・航空ネットワークの 整備・推進について 	県民生活を支える交流基盤づくりを推進するため、道路、公共交通・航空ネットワークの整備等について調査する。
2 安全·安心な県土 づくりについて	 1 河川・砂防事業について 2 下水道の整備について 3 港湾・海岸事業について 	災害に強く、安全で安心して暮らすことができる県土づくりを推進するため、 河川・砂防事業、下水道、港湾・海岸事業 の整備等について調査する。
3 魅力あるまちづく りについて	 1 都市政策について 2 都市計画行政について 3 市街地整備事業について 4 都市公園の整備について 	成熟社会にふさわしい、安全・安心で魅力あるまちづくりを推進するため、都市政策、都市計画行政や、市街地整備事業の推進、都市公園の整備等について調査する。
4 快適な住まいづ くりについて	1 住宅政策について 2 建築指導行政について	安全・安心で、元気に暮らせる快適な住まいづくりを推進するため、住宅政策や 建築指導行政等について調査する。
5 企業庁事業の推進について	1 水道・工業用水道事業について2 地域整備事業等について	県民生活と産業活動を支える水資源等の安定供給を図るため、水道用水供給事業、工業用水道事業等について調査する。また、産業活力の導入、まちのにぎわいづくりの推進を図り、地域創生を推進するため、地域整備事業及び地域創生整備事業について調査する。